

標準倉庫寄託約款 (令和8年4月1日施行) 倉庫事業者の手続事項

事業者における手続事項(一覧)

- 約款の変更に係る手続事項を以下の表にまとめています。現在ご使用の約款と、4月1日以降に採用する約款の組み合わせから、ご対応いただく事項をご確認ください。
- 各種届出の様式は、国土交通省のホームページに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>

現在の約款 → 4/1以降の約款

届出事項

現行の標準約款を採用している	新標準約款に変更する*1	<ul style="list-style-type: none"> 3/31までに、約款を事業所に掲示しウェブサイトに掲載*2 3/31までに、営業時間及び休業日を事業所またはウェブサイトに掲示*2 附帯業務等料金を定めた場合は、その日から30日以内に届出（保管料金と同様の手続き） →P2 4/1から30日以内に証券様式変更の届出（発券倉庫のみ） →P3,4
	引き続き旧標準約款（4/1以降は独自約款扱い）を使用する	<ul style="list-style-type: none"> 3/31までに届出 →P5
独自約款を採用している	新標準約款に変更する*1	<ul style="list-style-type: none"> 3/31までに、約款を事業所に掲示しウェブサイトに掲載*2 3/31までに、営業時間及び休業日を事業所またはウェブサイトに掲示 附帯業務等料金を定めた場合は、その日から30日以内に届出（保管料金と同様の手続き） →P2 4/1から30日以内に証券様式変更の届出（発券倉庫のみ） →P3,4
	引き続き独自約款を使用	<ul style="list-style-type: none"> 手続きなし
	独自約款を改訂する*1 （実施予定日は任意）	<ul style="list-style-type: none"> 改訂した約款の実施予定日前日までに約款を事業所に掲示しウェブサイトに掲載*2 改訂した約款の実施予定日30日前までに届出 ※ 通常の約款変更手続きと同様 ※ 改訂内容によっては証券様式変更の届出が必要になる可能性（発券倉庫のみ） →P3,4

***1 新約款（新標準約款、独自約款を問わず）は、約款変更後に締結される寄託契約から適用されます。**従って、既存の契約に新約款を適用するためには、当該契約相手となる寄託者の同意を得る必要があります。

*2 倉庫業に常時使用する従業員が20人以下の場合や倉庫業者が自ら管理するWebサイトを保有していない場合、ウェブ掲載は不要です。1
新約款の実施予定日までは、新旧両方の内容を掲示・掲載いただく必要があります。

事業者における手続事項(附帯業務等料金の届出)

新標準約款では、
 保管及び庫入庫出に**附帯する作業**（搬出入
 車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱
 検品及びラベル貼り等）について**別途定め
 る料金又は実際に要した費用を請求できる
 旨及び緊急の入出庫指図が発生した場合には
 別途費用を請求することができる旨**定め
 ておりますが、

**別途料金を定めた場合には、倉庫業法施行
 規則第24条第1項に基づき、当該料金を
 定めた日から30日以内に料金設定届出書
 を提出いただく必要があります。**

記 載 例

料 金 設 定 (変 更) 届 出 書

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

実施後
 30日以内に届出

住所 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-3
 名称 〇〇倉庫株式会社
 代表取締役社長 〇〇 △△

設定・変更どちらか
 を抹消する。

下記のとおり料金を設定(変更)したので、倉庫業法施行規則第24条第1項の規定により、
 届出書を提出いたします。

記

1 設定(変更)した料金の種別、額及び適用方法
 別添「普通倉庫保管料」「普通倉庫荷役料」のとおり

2 施行日
 令和 年 月 日

変更部分に傍線を付
 すなど、変更部分が分
 かるようにする。

全体について変更の場合、
 「全部変更」と記載。料金
 表には「適用地域」につい
 ても記載。

<様式の変更>

倉荷証券の裏面には倉庫寄託約款の免責事項をもとにした証券約条が記載されているところ、**倉庫業者は倉庫寄託約款と実質的に異なる証券約条を定めることができないこととされています。**

新標準約款では免責事項が改正されていることから、**新標準約款を使用する発券倉庫業者においては、証券約条を変更する必要があります。**

※別途改正する**標準証券約条**をもとに変更してください。

※独自約款を改定する場合であっても、証券約定に係る内容を変更した場合には、当該変更を証券約条に反映いただく必要があります。

※印刷等の都合により、新約条を記載した様式の準備が約款変更間に合わない場合には、約条の下に「上記の規定が2026年4月1日改正の当社倉庫寄託約款の規定と抵触する場合は、当該倉庫寄託約款の規定が優先して適用されるものとします。」等追記いただいた暫定様式をご使用いただくことができます。

なお、倉庫業者が約款を変更した後においても**引き続き旧約款が適用されている寄託契約** (P1の*1参照) においては、**引き続き旧様式で倉荷証券を発行することとなります。**

<様式の届出>

倉庫業法施行規則第24条第3項に基づき、**証券約条を変更後、30日以内に倉荷証券様式変更届出書を提出いただく必要があります。**

※P3に記載の**暫定様式**をご使用になる場合は、**別途届出いただく必要があります。**

P3に記載のとおり、**旧約款が適用される寄託契約が残っている倉庫業者**においては、当分の間旧様式による倉荷証券の発行も想定されます。当該事業者におかれましては、**届出書に以下のとおりご記載ください。**

- 当社においては倉庫寄託約款を○月○日付で変更しましたが、一部寄託契約については引き続き旧倉庫寄託約款が適用されています。旧倉庫寄託約款に基づき倉荷証券を発行する場合には、引き続き旧様式を使用します。

記 載 例

倉 荷 証 券 様 式 変 更 届 出 書

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

変更後
30日以内に届出

住所 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-3
 名称 〇〇倉庫株式会社
 代表取締役社長 〇〇 △△

令和 年 月 日付で倉荷証券様式の変更があったことから、倉庫業法施行規則第24条第3項の規定により、関係書類を添えて届出書を提出します。

変更前と変更後の倉荷証券の様式を添付する。(なるべく実物大)

当社においては倉庫寄託約款を○月○日付で変更しましたが、一部寄託契約については引き続き旧倉庫寄託約款が適用されています。旧倉庫寄託約款に基づき倉荷証券を発行する場合には、引き続き旧様式を使用します。

旧約款が引き続き適用される寄託契約がある場合には追記。

倉庫業法第8条第1項及び倉庫業法施行規則第5条第1項に基づき、倉庫業者が標準倉庫寄託約款と異なる約款を採用する場合には、倉庫寄託約款の届出をする必要があります。

新標準約款が4月1日に施行されたのち、現行の標準約款は独自約款として扱われますので、**4月1日以降も当該約款を引き続きご使用になる場合には、倉庫寄託約款の届出を行っていただく必要があります。**

本来は、倉庫寄託約款の実施予定期日の30日前までに届け出る必要があるところ、**旧標準約款の継続使用に係る届出に限って、実施予定日の前日(3月31日)までに届け出を行っていただくことといたします。**

なお、様式の記載方法は以下のとおりといたします。

- 届出の種類は「設定」
- 実施予定期日は「令和8年4月1日」
- 約款の添付は不要で、「標準倉庫寄託約款(令和8年4月1日以前のもの)」又は「標準冷蔵倉庫寄託約款(令和8年4月1日以前のもの)」と明記
- 変更理由は「標準倉庫寄託約款が改正されたものの、当社においては既存の標準約款と同様の約款を引き続き使用するため」

記載例

倉庫寄託約款設定(変更)届出書

平成8年 3月 17日

〇〇運輸局長 殿

住所 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-3
 名称 〇〇倉庫株式会社
 代表取締役社長 〇〇 △△

「変更」を抹消

「別紙のとおり」を抹消
約款の添付は不要

下記のとおり倉庫寄託約款を設定(変更)したいから、倉庫業法施行規則第5条第1項の規定により、倉庫業法第8条第1項の届出をします。

記

1 設定(変更)をしようとする倉庫寄託約款 ~~別紙のとおり~~

標準倉庫寄託約款(令和8年4月1日以前のもの)

2 実施予定期日 旧標準約款である旨明記

令和8年4月1日

3 変更を必要とする理由
標準倉庫寄託約款が改正されたものの、当社においては既存の標準約款と同様の約款を引き続き使用するため。

実施日前日までに届出

届出先・方法について①

届出方法：

メール、郵送、窓口持参のいずれかでご提出ください。

届出先：

【料金設定届出書、倉庫寄託約款設定届出書】

国土交通大臣が登録の権限を有する倉庫業者（有効面積の合計が100,000 m²以上）

- **当該届出に係る料金の適用される倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出。**
ただし、当該倉庫の所在地が2以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、所轄地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出（倉庫業法施行規則第1条の2第3項）。
- 届出をしようとする料金の適用される倉庫の所在地を管轄する運輸支局等（当該倉庫の所在地が2以上の運輸支局等の管轄区域にわたるときは、所轄運輸支局等）がある場合は、当該**運輸支局等を経由して提出することができる**（則第1条の2第4項4号）。

地方運輸局長が登録の権限を有する倉庫業者（有効面積の合計が100,000 m²未満）

- **届出をしようとする料金の適用される倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長に提出。**
ただし、当該倉庫の所在地が2以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、所轄地方運輸局長に提出（則第1条第3項第8号）。
- 届出をしようとする料金の適用される倉庫の所在地を管轄する運輸支局等（当該倉庫の所在地が2以上の運輸支局等の管轄区域にわたるときは、所轄運輸支局等）がある場合は、当該**運輸支局等を経由して提出することができる**（則第1条の3第1項第7号）。

【倉荷証券様式変更届出書】

- **所轄運輸局長に提出**（則第1条第3項第1号）
所轄運輸支局等が存在する場合は、当該**運輸支局等を経由して提出することができる**（則第1条の3第1項第1号）。

届出先・方法について②

お問い合わせ先		連絡先
国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 貨物流通経営戦略室		03-5253-8297 hqt-karyuka-kikaku@gxb.mlit.go.jp
受付窓口（地方運輸局）	住所	連絡先
九州運輸局 交通政策部 環境・物流課	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館9階	092-472-3154 qst-kanbutsu@ki.mlit.go.jp
受付窓口（支局・事務所）	住所	連絡先
福岡運輸支局 本庁舎 門司港庁舎 若松海事事務所	福岡県福岡市東区千早3-10-40 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 福岡県北九州市若松区本町1-14-12	092-673-1190 093-322-2700 093-751-8111
佐賀運輸支局	佐賀県佐賀市若楠2-7-8	0952-30-7271
長崎運輸支局 佐世保海事事務所	長崎県長崎市松ヶ枝町7-29 長崎県佐世保市干尽町4-1	095-822-0010 0956-31-6165
熊本運輸支局	熊本県熊本市東区東町4-14-35	096-369-3188
大分運輸支局	大分県大分市大州浜1-1-45	097-558-2235
宮崎運輸支局	宮崎県宮崎市本郷北方字鶴戸尾2735-3	0985-63-2513
鹿児島運輸支局	鹿児島県鹿児島市浜町2番5-1	099-222-5660
下関海事事務所	山口県下関市東大和町1-7-1	083-266-7151